



Culture First記者会見(第11回)
新たな補償制度創設に係る提言について

2013年11月14日
Culture First推進85団体

【開催日時】 2013年11月14日(木)15時00分～16時30分

【開催場所】 東海大学校友会館「朝日の間」

【司 会】

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会理事 松武 秀樹

【登 壇】

一般社団法人 日本音楽著作権協会理事長 菅原 瑞夫

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会常務理事 椎名 和夫

一般社団法人 日本レコード協会理事 畑 陽一郎

会見の趣旨について

■昨年11月の最高裁決定により、ほぼその機能を停止してしまった現行の私的録音録画補償金制度について、今般、文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」が設置されるなど、この問題の解決に向けて取り組む環境が徐々に整いつつあるところです。

■私的録音録画補償金制度の見直しについては、2003年4月4日に行われた「文化庁：私的録音補償金制度見直しの検討」を皮切りに、2004年から2005年にかけては「法制問題小委員会」、2006年から2008年までは「私的録音録画小委員会」の場において議論が行われましたが、2009年に(株)東芝による録画補償金の支払い拒否による訴訟が提起されたことにより、検討の場が失われ、さらにその後も制度と実態の乖離が拡がり続けるまま、今日に至っています。

■そこで私たちはこの機会をとらえて、ユーザーの利便性向上に配慮しつつ、クリエイターへの適切な対価の還元を実現するための新たな考え方について提言を行いたいと考えます。

現行「補償金制度」導入前

(1) 旧著作権法

1899(明治32)年に施行された旧著作権法では、発行済みの著作物の私的複製は著作権侵害とみなさないこととされていましたが、器械的・化学的方法によらないことが要件として付されていたため、その方法は手写等に限定されていました。

(2) 現行著作権法

1970(昭和45)年に著作権法が全面改正された当時、複写・録音機器等は発達・普及の途上にあつたこと、国民の私的領域における教養・娯楽などの文化的諸活動を円滑に行わせる必要があつたこと、私的複製に係る複製権を制限しても権利者への不利益は零細であつたことなどに鑑み、現行著作権法では、従来どおり私的複製は権利者の許諾を得ることなく自由かつ無償で行なうことができることとするとともに、複製手段を手写等に限定する要件は廃止されました。

なお、この法改正と併せて、今後複製手段の発達・普及のいかんによっては著作権者の利益を著しく害するに至ることも考えられることから、この点について将来再検討が必要であることが指摘されていました。

(3) デジタル録音録画の普及

その後、録音・録画機器や記録媒体が急速に発達・普及し、私的複製が広範かつ大量に行われ、さらに、デジタル方式の録音・録画機器や記録媒体の高性能化と低価格化が進み、市販用のCDやDVDと同質の複製物が簡単に作成されることとなりました。その結果、権利者の経済的利益が著しく損なわれ、ベルヌ条約9条2項(註1)や著作権法30条における複製権の制限の許容範囲を超えるような状況に至り、私的複製によって生じる権利者の不利益を救済することの是非について議論されることとなりました。

註1) ベルヌ条約9条2項は、「特別な場合であつて、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない」場合には、加盟国の法令で複製権を制限することができることを定めています。

現行補償金制度の導入から機能停止まで

(1) 補償金制度の導入

録音・録画機器等が飛躍的に進歩していく中、1970年代から1990年代にかけて、私的複製と権利者の経済的利益の調整を図るための制度の検討が官民双方の場で行われた結果、1992(平成4)年12月の著作権法改正によって、従来どおり私的複製は権利者の許諾を得ることなく自由に行えることとする一方、権利者の経済的利益を保護するため、私的録音録画補償金制度を導入して一定の補償措置が講じられることとなりました。

(2) 補償金制度の機能停止

ところが、制度の導入後に生じたパソコンやその周辺機器等の爆発的な普及により、音楽や映像の複製は、補償金制度が対象とする専用機器・媒体から、それらの汎用機器・媒体へとシフトしていきました。それに伴って補償金制度は、実質的な機能を次第に失っていきませんが、ついに2012年、現行制度の脆弱性について、アナログチューナー非搭載DVDレコーダーに係る録画補償金の支払を拒否した(株)東芝と私的録画補償金管理協会(SARVH)との訴訟において、最高裁が、「録画補償金制度はアナログ放送を録画源とするものであるから、デジタル放送のみ録画する当該レコーダーは特定機器等に該当せず補償金の対象とはならない」と判断した知財高裁判決(註2)を支持したことで、録画補償金制度は致命的な打撃を受けました。この最高裁決定により、政令の定め方には不備があることと、アナログ放送が停波した2011年7月24日以降、現行制度の下では事実上録画に関する特定機器等は存在しなくなることによって録画補償金制度が崩壊することの2点が明らかになりました。これと並行して、録音補償金制度についても、制度が対象とする機器・媒体等と、実際に複製が行われている機器・媒体等に大きな乖離が生じた結果、事実上の機能を失いつつあります。

註2) 一審の東京地裁判決は、当該レコーダーは特定機器等に該当し補償金の対象となると判断しました。また、この訴訟に先立ち、文化庁の著作権課長はSARVHの照会に対して、当該レコーダーが特定機器に該当することを書面で回答していました。

私的録音録画補償金徴収額の推移

■ 私的録音補償金

音楽用CD-Rなどの需要が下支えして、0円にはならないまでも、ピーク時の4～5%程度に激減。(2013年は上半期の数字)

■ 私的録画補償金

2012年の最高裁決定により、東芝裁判の権利者側敗訴が確定。現行の製品はすでにデジタル放送専用機にすべて移行しているが、確定した判決においては、デジタル放送専用機が制度の対象とはならないと判断されたため、2013年には、ついに徴収額が0円となる。

年度	私的録音補償金	私的録画補償金	合計
1996	10億700万円	—	10億700万円
1997	18億1500万円	—	18億1500万円
1998	25億5100万円	—	25億5100万円
1999	30億5800万円	—	30億5800万円
2000	38億9500万円	—	38億9500万円
2001	40億3600万円	1億2800万円	41億6400万円
2002	33億0400万円	2億8500万円	35億8900万円
2003	28億2400万円	8億3800万円	36億6200万円
2004	23億3900万円	14億8300万円	38億2200万円
2005	20億1800万円	19億5000万円	39億6800万円
2006	15億0700万円	20億9600万円	36億0300万円
2007	11億5400万円	16億4500万円	27億9900万円
2008	8億2000万円	18億8100万円	25億0100万円
2009	5億4400万円	18億8800万円	24億3200万円
2010	3億7000万円	25億7800万円	29億4800万円
2011	2億7200万円	25億5600万円	28億2800万円
2012	3億3500万円	5億7300万円	9億800万円
2013	9400万円	0円	9400万円

現行制度の概要と問題点

(1) 概要

我が国の著作権法では、政令で指定された録音・録画機器と録音・録画用記録媒体(以下「特定機器等」といいます。)を用いて私的複製を行う者が補償金の支払義務者であることを原則としつつ、製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」といいます。)が協力義務者として特定機器等の販売価格に補償金を上乗せし、購入者から受領した販売代金の中から補償金相当分を指定管理団体に支払うことを特則として定め、実際の補償金制度もこの特則に基づいて運営されてきています。

(2) 問題点

第1に、補償金の対象範囲が内閣の制定する政令によって決められていることです。そのため、新たな録音・録画機器等を政令で指定するに当たっては、関係省庁である文部科学省と経済産業省との間の合意が前提となることから、当該機器等が大量に流通していても、関係省庁間の合意がなければ当該機器等は補償金の対象とはならないのです。現実には、高性能なデジタルオーディオプレーヤーや大容量の外付けハードディスクなどが次々と製造・販売され、録音や録画の手段として広く普及しているにもかかわらず、これらは依然として補償金の対象とされていません。

第2に、特定機器等の製造業者等は、補償金の支払義務者ではなく、補償金の請求・受領に関する協力義務者とされていることです。前述したSARVH対東芝訴訟の一審判決は、製造業者等の協力義務は法的強制力を持つものではないと判示しましたが、この考え方によると、製造業者等が協力義務を遂行しなくても法律上何らの責任も負わないこととなり、そうなれば補償金制度は事実上機能しません。

私的複製に対する補償の意義について

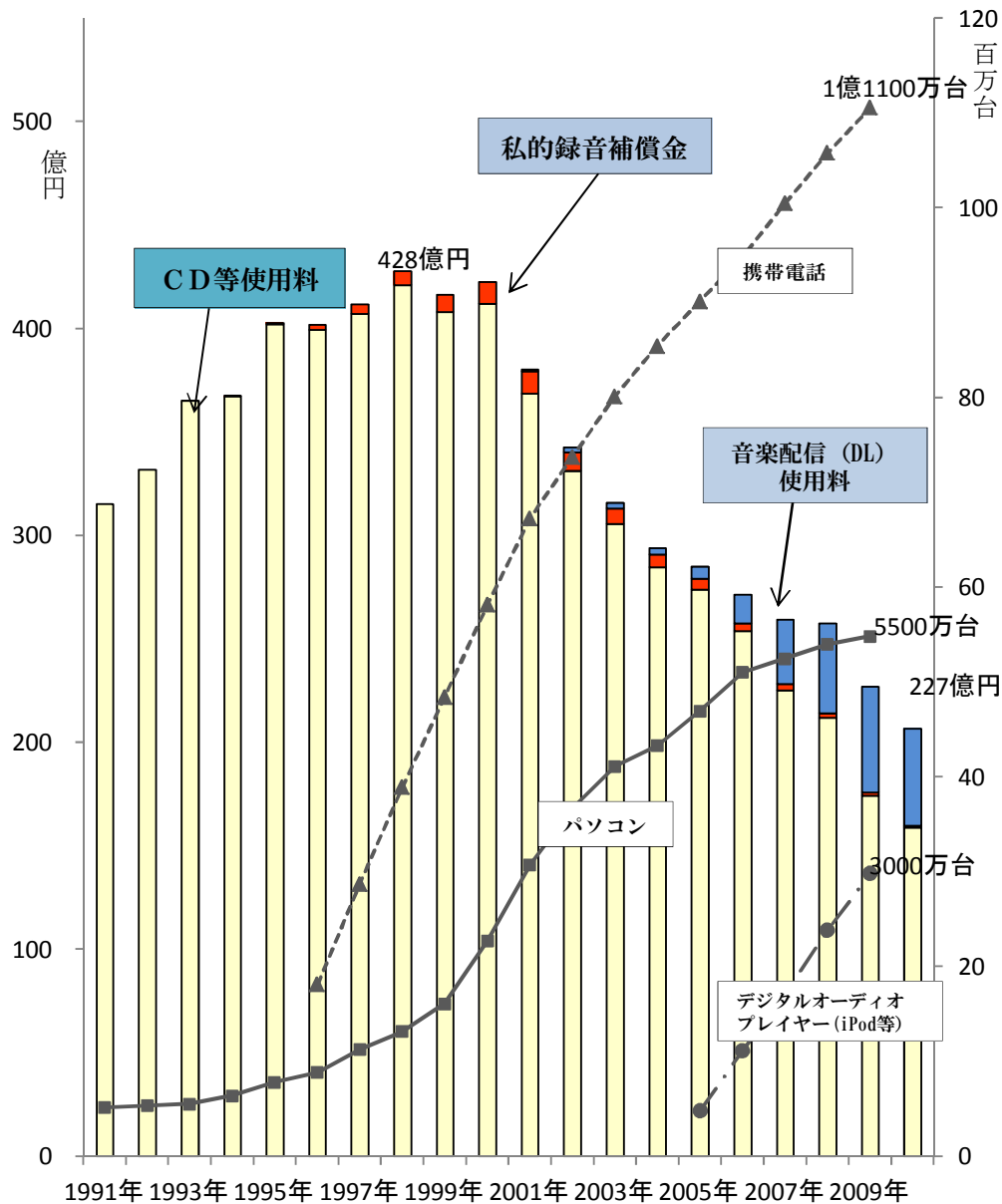
■デジタル複製技術が高度に発達した現代社会では、芸術や文化の享受は私的複製を抜きにして考えることはできません。その際、私的複製に関する「ユーザー」、「複製手段を提供する者」、「権利者」の三者の利益のバランスを考えることが必要です。

■「ユーザー」は、自由かつ無許諾で著作物の私的複製を行うことを通じて教養や娯楽などの文化的諸活動を簡便に行うことができます。「複製手段を提供する者」は、利用者が著作物の私的複製を行うことを前提として、複製機能を有する大量の機材を製造・販売したり、サービスを提供することにより、大きな利益を得ています。

■これに対し、「権利者」は、創作活動によって著作物を社会に提供していますが、複製権の制限を受け、日々行われる大量の私的複製から正当な対価の還元を受けることができません。現行の補償金制度が事実上機能しない現状において、三者の関係は余りにもアンバランスと言わざるを得ません。

■このようなアンバランスな状態を正常な状態に修正するためには、上記の三者における利益の帰属の実態に着目し、経済合理性を備えた補償制度を新たに創設することが必要です。

音楽使用料の減少と複製機器等の普及 (JASRAC調べ)



日本国内の主な出来事

- 1992年 ミニディスク (MD) 発売
- 1993年 **私的録音録画補償金制度導入**
- 1999年 **技術的保護手段回避複製違法化 (米国においてNapster登場)**
- 2001年 iPod発売
- 2002年 Winny登場
着うた配信開始
Amazonマーケットプレイス開始
- 2004年 着うたフル配信開始
- 2005年 iTunesMusicStoreサービス開始
YouTubeサービス開始
- 2007年 iPhone発売
- 2010年 iPad発売

※折れ線グラフは、以下情報に基づく推計です。

- 【携帯電話】 携帯電話契約件数 ((社)電気通信事業者協会公表)
- 【パソコン】 一般世帯主要耐久消費財等の保有数量 (内閣府公表) 及び世帯数 (国勢調査)
- 【DAP】 出荷台数累計 (「情報メディア白書2011」)

新たな補償制度創設に係る提言

- (1) 補償の対象は私的複製に供される複製機能とする
機器、媒体、サービスの別を問わず、私的複製に供される複製機能を補償の対象とする。
- (2) 新たな補償の支払い義務者は複製機能を提供する事業者とする
私的複製に供される複製機能を構成する機器、媒体、サービス等の手段を利用者に提供する事業者を支払い義務者とする。